

令和3年4月開始

桑名市骨髄等移植ドナー支援事業

骨髄等提供者をサポートします！

桑名市では、骨髄移植を必要とする人を一人でも多く守るため、日本骨髄バンクにドナー登録し、骨髄や末梢血幹細胞の提供を行った方と、その方を雇用している事業者を対象に、助成金を交付します。

対象者

- ①骨髄等の提供者（ドナー）
骨髄等の提供を完了した日に桑名市に住民登録があり、日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等の提供を完了した方
- ②骨髄等の提供者（ドナー）を雇用する事業者等
①の提供者を雇用している、桑名市の区域にて事業活動を行う個人・法人・その他団体（ドナー休暇制度を導入しているものを除く）

助成額

- 骨髄の提供またはその準備のために行った通院・入院の日数に応じた額。
- ①骨髄等の提供者（ドナー）
通院日数・入院日数 × 2万円（1回の提供で10万円を限度とする）
 - ②骨髄等の提供者（ドナー）を雇用する事業者等
通院日数・入院日数 × 1万円（1回の提供で5万円を限度とする）

手続き

骨髄等の提供後、90日以内に必要書類を添えて申請してください。

- ①骨髄等の提供者（ドナー）
 - ・桑名市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書(ドナー用)【様式第1号】
 - ・日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証明する書類
 - ②骨髄等の提供者（ドナー）を雇用する事業者等
 - ・桑名市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書(雇用事業者用)【様式第2号】
 - ・ドナーとの雇用関係及びその者の勤務地が確認ができる書類
 - ・日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証明する書類
- 申請書様式は、桑名市ホームページからダウンロードしていただくか、保健医療課窓口でお受け取りください。

お問い合わせ先

事業について	桑名市役所保健医療課	0594-24-1195
日本骨髄バンクについて	(公財)日本骨髄バンク	03-5280-1789